

平成29年第3回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成29年9月14日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 1 | 10番 | 矢吹利夫君 | (P13～P15) |
| No. 2 | 11番 | 上田秀人君 | (P16～P37) |
| No. 3 | 14番 | 大石雪雄君 | (P38～P49) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	木村三義君
福祉課長	真船貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田修君	農政課長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川浩君	農業委員会 事務局長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁を含め1人につき90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項により簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

それでは、通告第1、10番矢吹利夫君の一般質問を許します。10番矢吹利夫君。

◇10番 矢吹利夫君

1. 村営住宅について

○10番（矢吹利夫君） おはようございます。10番、通告順に従いまして一般質問を行います。

村営住宅について伺います。

村の住宅については、上野原団地、下羽太団地、新羽太団地、杉山団地、岩下団地、折口原団地、新川谷団地、そして新川谷住宅の村営住宅が8か所に加え、定住促進住宅が子安森宿舎と川谷宿舎の2か所で合計10か所の住宅が整備されており、戸数は262戸と聞いております。入居戸数や維持管理等については今のところ順調に運営されているようですが、中には特に老朽化の目立つ住宅もあるのが現実であります。

そうした状況の中で、建てかえ等を含め、村としてはどのようにお考えか伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 10番矢吹議員の一般質問の村営住宅についてお答えいたします。

おただしのように、この262戸の老朽化についてであります。平成26年3月に西郷村公営住宅長寿命化計画を策定いたしました。安全で快適だということを確保するために、修繕、改善、建てかえ及び用途廃止など、公営住宅の活用手法を定めて、長期的な維持管理の実現に資することを目的として進めている状況でございます。

建てかえ等いろいろあるわけですが、公営住宅の整備に当たりましては、1回の投資額は相当出てまいりますので、財政あるいは状況、入居の状況等もいろいろ、家賃の問題等もございます。住宅の建築年数の経過等を見て、申し上げた手続に沿って効果的に今の事業を推進しながら、維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君の再質問を許します。

○10番（矢吹利夫君） 再質問します。

公営住宅は、住まいのセーフティーネットであり、居住する方々が安心・安全で暮らしていけるよう、今後についても定期点検等を実施するとともに、予防保全的維持

管理に努め、耐久性の向上などを図る改善を実施していくようお願いし、次の質問に移らせていただきます。

では、住宅の中でも特に上野原団地についてはかなり年数が経過している状況であります。建てかえや用途廃止等を含め、どう考えているのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 上野原団地でございますが、老朽化が進んでおりまして、ご指摘のとおりでございます。平成27年度に6棟を解体といたしますが、整理をいたしました。現在4棟残っておりまして、全部今入っております。住環境、ご指摘のように安全とか環境を維持するという方向で、だんだんそれも許されなくなって、整理をする段階になってくるのではないかとこのように思っております。

現在、入居されている方がおいででございますので、いろいろご相談をしながら、老朽化のことについては整理をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 解体を考えているということでは承しましたが、では、仮に解体され、その後は更地になるかと思っておりますが、狼山団地同様、その跡地については民間事業者払い下げなどの手法を講じれば有効活用が図られると思っておりますが、どうお考えか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 公営住宅をつくる際に、やはりいろいろ地域の皆様方のご支援あるいは協力、あるいはどのような今後のということを見ながらつくってこられた歴史的経過がございます。それで、1つは、老朽化ということと同時に、家賃は低減したり、いろいろ入居者の要望にどう低廉でそして安全な公営住宅、法にのっとった提供ができるかということを考えていきますと、やはり手直しばかりではということもあります。よって、建てかえする部分、あるいは整地をする部分が今後出てくると思っています。

ご指摘の部分は、整理をした場合はその後どうするのかというお話でございまして、民間活用、今お話がございました。当然そのことも検討の中に入ってくると思っておりますが、やはりその土地、地元の方々のご意見、あるいはその場所が立地等いろいろお考えになった結果、建っていたということもございまして、教育施設等の関係、利便、いろいろ住環境ですね、建てかえがさらに必要であるのか、あるいはその後、今申されましたように普通財産化して財源に充てる方法とか、あるいは民間のノウハウをどう生かしていくのか、いろいろ方法がございます。あるいは、その地域の特性ですね、交通事情あるいは都市計画、いろいろ問題がありますので、そういう周辺の住宅事情と土地利用の方向が合致するような方向をやっぱりいろいろ検討していく必要があると思っておりますので、いろいろそういった部分を検討材料として、そして今後の展開に資していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 再度質問します。

私は、一番やはり心配しているのは、私も消防に入っております、消防団やっていますけれども、火災なんですよ。住宅火災で今頻繁にお年寄りが亡くなったとか、必ず、昨日もありましたね。そういう形でやはり安全性の面から、あまり木造住宅が築50年以上たっている建物に関してはいかななものかということで、やはり私もそこら辺は危惧しているところなんです。

先ほど村長が申しましたとおり、地元の住民の意見を聞きながら検討しますということですが、それでは、狼山団地跡地は何十年もあの状態であるのです。きちんと何らかの方向性を示すべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、上野原と狼山を想定してお話し申し上げたところでありますが、狼山は災害復旧の住宅として42戸つくって、半分は途中で、そして今は——となりました。その間ということもありますが、その前はやっぱり高速道路をつくる、いろんな事情があったり、移転対象地になったりという歴史的な経過がございます。あの地は、インターの直近でもございますし、いろいろ土地利用についてはということもあったんだろうとは思いますが。

最初に入られた方々もおいでになりますので、その方々とのうまく共生できるように、あるいはそれとの関係で都市計画上の使い方もあるということもあると思います。同時にそれが別な意味で、住宅なのか、あるいは別な用途になるかということで、そういったものが許せば民間ノウハウも使うことができるということで、今のところは工場の駐車場に貸していたというところもございますし、あれだけきれいになってまいりますと、やはりその前の住宅と吸収された周辺の皆様、いろいろご要望あるだろうというふうに思っております。

それらを調整して、なるべく早く、もう既に災害から6年半過ぎましたので、そういったことは当然お話として出てくるだろうというふうに思っておりますので、そういった点を考えながら、なるべく早くまとめたというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） しつこいようですが、何年後にできるというお考えはないですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 目標はやっぱり今のままだもったいないというのがございますので、なるべく早くしたいということで、来年までとそういうことになかなか限定はするようにしたいと思いますが、そういった意味で急ぎたいと思います。

○10番（矢吹利夫君） 了解です。終わります。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 1 1 番 上田秀人君

1. 高齢者福祉と介護保険事業について
2. 防災行政について

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の 1 点目といたしまして、高齢者福祉と介護保険事業についてということで伺いたいと思います。

まず、地域包括ケアシステムについて伺いたいと思いますけれども、高齢者の方が住み慣れた地域において安心して生活ができるようあらゆる支援を行うということで、日常の医療支援から緊急時、急病時の緊急対応、最後のみとりまで、これを実施していくんだということで理解をしているところでございます。

村においては、現在、第 7 期の高齢者福祉計画並びに第 6 期の介護保険事業計画が来年の 3 月までということで、最終場を迎えているというふうに理解をするところでございます。この事業計画の中で、いわゆる地域包括ケアシステムの確立を図るというふうに計画がされております。前回質問したように、国は、国というよりも安倍政権は、医療法、介護保険法、医療・介護総合確保推進法など 19 の法案を一括して改正を行ったというふうにお話をいたしました。これによって、2025 年度までに地域医療構想の策定のもとに、入院ベッド数を全国で 135 万床から 15 万 6,000 床まで削減をする計画が進められているというふうにお話をさせていただきました。

この県南地区においても、248 万床のベッド数が削減されるというふうにも前回、担当課長のほうから答弁をいただいたところでございます。前回、答弁を受けて、再質問のときに、私、ベッド数の数を勘違いをして質問してしまったことがあります。前回の質問内容を訂正することはできないので、ここで勘違いがあったということだけはお話ししておきたいと思います。

いわゆる、このベッドの数に関して、前回もお話ししたように、医療機能別ということで高度急性期、急性期、回復期、慢性期と分けられるというふうに私は理解をしております。この構想をよく中身を読んでみますと、例えば病気を発症し、高度急性期として入院をしました。治療を一定程度受けました。一定期間、一定の治療を受けたことにより、病気が十分に回復しなくても急性期、そしてさらに回復期と進み、そして最後に病気がきちんと完治しなくても、はい、退院ですよと、あとは在宅でご自分で努力をしてくださいというのがこの医療法の進め方だというふうに私は理解をしております。

そして、さらに、お住いの市町村の支援を受けてくださいというのが今の国のやり方だというふうに私は理解をしています。いくらそれが嫌だといっても、現状では今どんどん進められています。ですから、村としてこの現状にどのように対応するのか、このことが今問われているというふうに考えるところでございます。

そこで伺いますけれども、まず医療についてです。これは前回も質問した内容を含みます。在宅医療の充実に向けて連携体制づくりということで、在宅療養支援診療所の開設、かかりつけ医の充実とあります。このかかりつけ医については、前回の質問

のときに答弁をいただいた中で、白河在宅医療センターを中心に進めていくという答弁をいただいたわけでございます。

この内容について、具体的なものが示されませんでしたので、もう一度この部分に関して具体的な内容をお示しく下さい。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 上田議員の質問の第1、高齢者福祉と介護保険事業についての1点目、地域包括ケアシステムについて、医療から災害支援までの現在の状況の中の、在宅医療・介護連携の推進という部分について答弁を申し上げます。

在宅医療・介護連携の推進は、今ほど議員からもおたしありましたように、在宅医療・介護連携推進事業を県南地域、白河市、泉崎村、中島村、矢吹町と本村と合同で一般社団法人白河医師会に委託をいたしておるところでございます。

委託の内容につきましては、地域医療・介護資源の把握、それから在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、3番目として切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築・推進、4番目といたしまして医療・介護関係者の情報共有の支援、5番目といたしまして在宅医療・介護連携に関する相談支援、6番目といたしまして医療・介護関係者への研修、7番目といたしまして地域住民への普及啓発となっております。この7つを基本といたしまして、医師会と緊密に連携しながら、地域の関係機関とも連携体制を構築して事業のほうを推進させているところでございます。

中でも、県南地域退院支援ルールというものを定めまして、県南地域の病院と居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャー、それから地域包括支援センター、そして市町村が連携いたしまして、高齢者の入院から退院までの情報を共有しながら、退院をするときにスムーズに退院ができ、そして介護サービスを受けるというような形の調整を行っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の再質問を許します。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま説明をいただいて、この白河在宅医療センターですね、この業務内容について具体的に見えてきた部分がございます。ただ、この内容を見ていますと、人間年を重ねていくと体がどうしても弱くなりますよという話をしましたよね。それに伴っていろんな病気をされて、入院が必要になる。そのときに、前回もお話ししたように、いわゆる大きな総合病院というところはなかなか高齢者に対して受け入れがたい、入りづらい、入院しづらいというんですか、治療を受けづらい、そういう環境が今つくられてきている。

そういった中で、じゃ地域診療をどのように持っていくのかということの中で、私は逆の期待をしました。白河在宅医療センターということは、あらゆる医療に関して支援をしてくれるのかというふうに考えていたんですけれども、今の答弁の中の最後のほうを聞いていると、退院支援、そして介護との連携ということで、国が今流している、要するにお年寄りの方が長く入院してもそれ以上回復は望めない、だったらもう在宅に戻して介護、ご自分でいろんな負担をしていただきながら、ご自宅で過ごしていただくための、そのための道筋を何か応援するような話なのかなというふうに理解

をしますよ。果たして、本当にこれでいいのかというところです。

私は、何度もこの場で申し上げているように、せつかくこの村をここまで築き上げてくれた人たちが安心して過ごせるための、そのための医療センターであってほしいというふうに思います。

これ以上言っても、国の流れで村は従わざるを得ない、そのことを理解して次の質問のほうにずれていきたいと思えますけれども、前回質問の中で、西郷村においては病院が1か所、診療所が3か所ということで答弁をいただいております。この病院と診療所は、このかかりつけ医との位置づけというのはどのようになるのか、いわゆる介護のほうではなくて病気のほうの治療、そちらの治療のほうにどういうふうなかかわりを持っていけるのか、きちんと体をもとに戻して、安心して安全に暮らせるための体に戻せるまで、この村の中のいわゆる1つの病院、3つの診療所、そして、この在宅医療センター、どのようなかかわりを持っていけるのか、そのことを伺いたいと思えます。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

白河医師会のほうでかかりつけ医の一覧ということで、本村にございますかねクリニックさん、それから太陽の国病院さん等がかかりつけ医ということで一覧のほうには記載はされているところでございますが、その中身につきましては今のところ承知いたしておりませんので、大変申しわけございませんが、そのような答弁となりまますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。1つのクリニック、1つの病院がかかりつけ医としての位置づけということで理解をいたしますけれども、1つの病院、名前をあえて出しません。1つのこの病院というのは、何か専門的病院というふうに捉えられる方が多いですよ。施設の中に入っている病院ということですね。でも、これ一般の方も受診できるということをちゃんと周知はしておくべきかなというふうに思います。身近にある病院なんだということですね、あとは3つのクリニックですか、このことに関して、やはり村民の方が十分に安心してかかれるようなクリニック、日本語にするとこれは診療所というふうに言うのかなと思うんですけれども、そのように整備を進めていってほしいなというふうに思います。このことは、肝に銘じて動いていただきたいと思えます。

じゃ、続いて、計画の中にありますリハビリ施設の整備についてということで、計画の中にはうたっております。これはどのような今進捗状況なのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

医療の中のリハビリ施設の整備ということでございますが、村としてのリハビリ施設の整備は現在は行っておりません。その各病院さんのほうの、現在は高齢者の方、ご自分でリハビリ施設のほうを選んで、そちらのほうに行っている状況か

と思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 村としてはリハビリテーションに関しては行っていないということで今答弁をいただいたんですけども、私、村で実施しろとは、やるべきだとは思わない。やれるのであればやってもいいですけども、これはなかなか大変です。専門的な方、理学療法士、作業療法士、音楽療法士、そういったさまざまな方が必要になってくる。これは、やはり外部委託でもきちんと私は整備をすべきだなというふうに思います。

この計画の中にも、後から出てきますけれども、リハビリのあるなしに関して、やはり機能を維持できるかどうかということが大きくかかわってくると思います。村では実施していないということで、利用される方がご自身で場所を選定してリハビリに通われているということなんですけれども、今、県南方部を見ていると、理学療法士が多く作業療法士というのはいないんじゃないかというふうに、少ないんじゃないかと思うんです。これは、先ほど言った病院の中に1人いらっしゃるという話を聞いたことがあります。

そして、さらに、いわゆる今認知症に関して介護保険は特化してきています、認知症予防ということですね。この認知症予防にも大きくかかわってくるだろうと言われてるのが音楽療法士と言われる方です。高齢の方が、昔慣れ親しんだ音楽を聞いて、昔を思い出して、脳を活性化することによって認知症予防にもつながるんじゃないかということと言われています。

この県南方部において、音楽療法士がいるかないかというのを私は聞いたことがないんです。いないというふうに私は理解しているんですけども、もし情報があったらお示してください。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

私も、音楽療法士につきましては聞いたという記憶がございません。あと、それに関する通知等についても、今のところは理解はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。音楽療法士に関して担当課長も聞かれていないということで、恐らくこれ全国的に少ないという話は聞いております。そういった中で、やはり音楽療法士、あと先ほど言いましたように作業療法士、作業療法士というとなんか仕事をさせるのではなくて、いろんな積み木を積み上げるとか、細かいものを指でさわって組み立てをしたりとか、そういったことによって刺激を与えることによって認知予防にもつながるとい話を聞いております。

ですから、いわゆる医学療法だけではなく、音楽療法、あとは作業療法士など、これらの方に関してもやはり村で関係機関と十分に協議を進めて対応すべきではないかというふうに考えます。

続いて、介護ということで記載されておりますね。地域住民を優先する、安心できる地域密着型サービス等、地域介護、福祉空間の拠点整備ということでございますけれども、この地域密着型の介護老人福祉施設の整備状況、また、地域密着型のサービスの提供状況について、どのような状況になっているのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

介護の部分で、地域密着型の施設の整備、それから地域密着型施設の状況はどうなっているのかということでございます。

まず、村の部分でいきますと、平成25年度に地域密着型の公的介護施設の整備を図るなどの計画を立てておりますが、そちらのほうは現在のところ具体的に状況が進んでいるというところではございませんので、そちらにつきましては早急に具体的に示せるように対応していくというふうに考えているところでございます。

さらに、その地域密着型の施設の整備状況でございますけれども、その他民間の施設を地域密着型ということで行っている部分がございまして、お待ちください。

現在、西郷村には地域密着型サービスの施設といたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設が1つ、それから、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症・高齢者グループホームが1つ、そして、認知症対応型通所介護、認知症対応型のデイサービス、こちらも1つ、さらに小規模多機能型居宅介護、こちらのほうが1つということになっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま説明をいただいて、施設の数といいますか、これは1か所で2つやっているとありますよね。私が思うのは、現在認定を受けていらっしゃる方の数から考えれば、この施設というのはもう全然足りないんじゃないかと思うんです。足りなくても、なかなか整備できないという裏があるんでしょうけれども、いわゆる国のやり方ですよ、これもね。今、国は地域密着型を推進していますけれども、やろうとする事業者が、実際に、じゃこの事業でやっていけるのかというと、なかなか難しい部分が大きく出てきている。ましてや、中で働いていただけの介護を提供する方の人数が今集まらないと、そういったもろもろの話がいろいろ聞こえてくる。

そして、何よりもこの施設を増やすことによって、今の介護保険法のシステムではそのはね返りが介護保険の料金のほうに出ますよ、保険料にはね返りが出ますよね。ですから、村もなかなか踏み切れない、そういう現状があるのかなというふうには理解をします。そういった中で、村は、じゃどういふふうに対応していくのかということで、これは本当に知恵を出すしかないだろうなと思うんです。これは本当にもう職員が一丸となって頑張るべき話だなというふうに思います。

そして、その中で、この項目の中で福祉空間の拠点整備ということがございますけれども、この福祉空間の拠点整備、これは具体的にどういう内容なのか、また、どの

ように進んでいるのか、そこをまずお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 失礼いたしました。お答えをいたします。

介護の施設、地域密着型サービス等地域介護福祉空間の拠点整備ということで、第6期の介護保険計画を策定するときには、この地域介護福祉空間の拠点整備というもので補助金等がございました。現在、ちょっと申しわけございません、正確な名前を忘れてしまったんですが、基金を使ったもので地域密着型の整備ができるということで、福島県のほうでその要綱等がありますので、そちらのほうの名前になっておりますが。現在、村では先ほど少し申し上げましたが、平成25年に実は地域介護福祉空間の拠点整備の事業で小規模な介護施設を、地域密着型の介護施設等を整備していくということで計画を立てました。それにつきましては、先ほど申し上げましたとおり現在のところ形としてお示しすることができないといえますか、具体的に何年という形ではお示しできないということになっておりますので、よろしくお示しいたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の答弁をいただいて、ちょっと気になりました。小規模の施設の計画を平成25年度から県の基金を使ってその施設の計画を進めてきたと、でも、まだ具体的になっていないと。じゃ、なぜこれは具体的になっていないんですかね。せっかくそういった基金があるのに対して、どういった理由でなかなか進められないのか、介護士が足りないとか、もろもろの問題というのは考えられるのはあると思うんですけども、その辺もう一度詳しくお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

先ほどの施設の整備に関してですけれども、建物につきましては新しい基金の補助金があるということでございました。その建物を建てる場所等の選定といえますか、その場所の取得、それから先ほど議員がおっしゃいました、その後のその施設で働く方々の確保等、それから、その施設につきまして村が直接行うか、それともそのほかの事業所さんにお任せをするかという部分についても検討課題でございましたので、そちらについて深く検討していなかったというのが事実でございますが、そういうことで進んでいないということでございます。

なお、現在あります第6期介護保険事業計画の77ページに、第6期計画以降における年度別整備計画ということでお示しをさせていただいております。年度ごとに、北部、中部、南部と西郷村を3地区に分けまして、地域密着型サービス、それから福祉施設に分けまして、それぞれ何年度を目標に施設のほうを整備していこうということでございます。

前回の答申の中にも、施設整備については入所待機者の状況を鑑み、できるだけ早く整備することを求めますというご意見もございましたので、この期間、現在第6期ですけれども、その期間内には先ほど申し上げました具体的にお示しできるような形

にもっていければと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の答弁は、単なる言いわけにしかならない、違いますか。場所の選定、北部、南部、中通り、3方部に分けて地域密着型の施設を整備していきたい、福祉空間の施設を整備していきたいという大もとの計画があるわけですよ。そうなったときに、場所の選定というのは意外と簡単なんじゃないですか。例えば、先ほど10番の矢吹議員が言われたように狼山の村営住宅の跡地がありますよね。あそこを使えば小規模でもできるんじゃないですか。役場周辺だって場所を持っているんじゃないですか、村で。北部だって、村の土地はあるんじゃないですか。そういうものを考えれば簡単にできると思いますよ、私は。

あと、業者の選定においても、今、村の中で業者さん入っていますよね。これは本当に地域密着型の私は頑張ってくれている業者だと思います。思い返せば、平成12年の介護保険が始まる時に、かなりテレビで大きく宣伝した会社がありましたよね、介護保険事業を提供しますよということですね。ところが、実際に始まってみたら、1年もしないうちに会社が撤退した、ああいう業者は当てにならないと思いますけれども、今現在この村で頑張ってくれている、その業者さんともっと連絡を密にとるべきだというふうに思います。

それと、介護労働者の話については、以前からここで申し上げているように、処遇改善、これに関してはもっともっと国に対して村は言うべきだと思います。ああいうかなり労働賃金が安い中で、大変な仕事を担ってもらっているんです。でも、人と人が接する本当に大切な仕事です。ですから、その見返りはちゃんと支払うべきだというふうに思います。

現状で村でやろうとすれば、やはり先ほど申し上げたように保険料にはね返りが出してしまう。ですから、介護保険法を根本から変えないとなかなか難しい問題です。しかしながら、早急にこれはやらなきゃならない。ですから、国に対してもっと処遇改善の予算を出せということをお願いしながらも、村はやはり頑張るしかないんじゃないかというふうに思います。そのことを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、介護予防ということで、この計画書の中にあります。介護予防について伺いますけれども、いわゆる要援護高齢者と言われる方の人数、また、その定義について、村はどのように定義をされて、また、人数はどの程度把握をされているのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

定義につきましては、詳しくは把握をしておりません。要援護ですので援護が必要な方という部分で把握、その程度の把握でございます。大変申しわけございません。

人数につきましては、要支援、要介護等を現在申請されている方という部分で把握するという部分しか私どものほうで、その他の方までは把握しておりませんので、現

在のところ、7月末ですけれども658名の方かなと、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。まず、要援護高齢者と言われる方に対する定義ですね。これは課長は把握されていないということだったんですけれども、明文化されていないほうが私はいいのかなと思います。ただ、人の心を持った人がその数を数えていたきたいな、変な話ですけれども、いわゆるお年寄りの方に対して優しい気持ちを持った方がその人数を把握していただきたいと思うんです。そのくらい自分でできるでしょう、そのくらい自分でやってくださいよ、今の国のやり方を推奨するような方が、そういう見方で高齢者の方をカウントしていったら、決していい結果を生まないというふうに私は思います。

人数に関しては658人ということで理解をいたしました。

じゃ、この658名の方に対して、生きがいデイというふうにこの計画書ではうたわれています。要するに人生を楽しんでいただくためにデイサービスに来ていただくとか、何かいろんな活動をしますよということで行われているのかなと思うんですけれども、実際本人が来る来ないもいろいろあるかと思えますけれども、希望されている方、十分にこれは対応されているのか、この充足率に関しては把握されていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

大変申しわけございません。手元に資料がございませんので、後ほどお示しさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。じゃ、その並びで保健指導という項目が出てまいります。この保健指導を実際に行っているのか、具体的に健康相談、生活相談、あとは保健指導という形ですか、相談よりもちょっと進んだ形の保健指導、こういったことを行っているのか、具体的にあればお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

保健指導につきましては、具体的な数字等はございませんが、特に要援護高齢者のところに行きまして指導するという部分については現在のところには行ってないと、そういうふうに認識をいたしておりますが、なお、例えば健診等を受けられに来たときに、その都度指導を行う、それから、あとは時間的には過ぎてしまうんですが、そういう援護が必要だという高齢者の方のところ実際に包括支援センター、それからうちの職員、それから担当ケアマネジャーとか等と一緒に行きまして、そのときに指導を、困難事例ですけれども、指導するというようなことはございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。保健指導、具体的に行っていないという答弁で、以前から私申し上げていますよね、保健師が事務所にいるようではだめだと、もっと攻めの行政をしなければだめなんじゃないんですか、このお話をしていますよね。ここで少なくとも3回はお話ししていると思います。その受け身の姿勢が介護保険必要量を増やしている可能性もあるんじゃないんですか、そのことを強く申し上げたいと思います。

続いて、訪問看護の実施を行っているのかということ、先ほどさきの質問で地域密着型のお話の中で訪問看護というお話が出てきて、実施されているのは十分に理解をすることでございます。これも、看護なのか保健指導なのか、ちょっと切り分けできない部分があると思うんですけども、いわゆる高齢者に多く見受けられる多受診、同じ病気でいろんな病院を回っている方、あとは服薬指導、お薬を、いろんな薬を飲み続けている、そういう指導、こういうことを行っているのかということです。あとはこの中にも出てきますけれども、口腔ケアとあります。口の中のケアですね。これは虫歯だけじゃないです。いわゆる口腔がんや舌がんとか、あとは口の中の病気、歯周病とか、歯周病において本当に命取りになる部分もあるというふうに言われてきています。そういったケアを行っているのかということなんです。

これに対しても、歯科衛生士や歯科医師が訪問を行っているのか。要するに、本人が自覚して病院に来る、保健センターに来る、その受診ではなくて、攻めの形でやっていますか、このことを伺います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

村のほうから、先ほど議員がおっしゃられました歯科医等々を派遣して、歯科医等が高齢者、口腔を治療するといいますか、そういう部分については村のほうから派遣をしているというのは現在のところ行っておりません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。特定健診の中において何日か歯科医師の方が来て、ボランティアなのか、日当をお支払いしているのかな、少し、口腔ケアということで口の中を今検診してもらっていますよね。それも、聞くところによると、お医者さんのほうからやりましょうかということで、機械器具なんかもご自分で準備されて始まったという話を聞いているんです。それで本当にいいのかということなんです。村は今、8020運動ということで80歳まで20本の歯を残しましょうとか、いろんな計画を立てていますよね。ですから、もっともっと攻めの行政じゃなければいけないんじゃないかと思えます。

これに関してもやはりまだ実施されていないのかなと思いますけれども、次の訪問リハビリなどは実施されていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在のところ、実施をいたしておりません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 実施されていないということで理解をします。

じゃ、続いて、住居ということでこれに書いてありますけれども、ひとり暮らしの低所得者の高齢者の方の居住の場を確保するというので軽費老人ホーム、ケアハウス、高齢者公営住宅、地域コミュニティホームの整備とありますけれども、これに関して、具体的に形になっていないのはわかるので、どのような計画で今やっているのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

住居の点のひとり暮らし低所得高齢者の住居の場を確保するというので、軽費老人ホーム、それから高齢者公営住宅、地域コミュニティホーム等の整備はどうなっているのかというおただしですが、それにつきましても、現在のところは、先ほどの計画の中の北部、中部、南部のところに記載はございますが、実際に動いているというところはございません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。計画はされているけれども、実際の動きはないということで理解をしたいと思います。

これも、やはりこの西郷村の特性において緊急の課題なのかなというふうに思います。村の中をいろいろ歩いていますと、結構人から、人家から外れたところにも住まわられている方がいらっしゃいます。いわゆる、首都圏のほうから西郷村の環境がよくて、人からちょっと離れたところに住まわられている方といろいろお話をさせていただくと、若いときはよかったと、自分で車を運転できて町まで買い物も行けたと。村が売り出した宅地の部分もそうですけれども、あそこに住まわられている方も同じことを言いますが、だんだん年をとることによって車の運転が苦手になってきた。もうちょっと年をとったら車の運転できなくなるよね、そうなったときに、じゃまちは帰れないから、村の公営住宅とか、そういうところにお世話になるしかないのかなというお話を聞いている。そう言われたときに、我々は何とも答えられないです。こういうところありますよ、今単純に村営住宅ありますよと言っても、所得制限とか入居制限とかいろいろありますよね。あと施設の問題、住宅基金の問題とかいろいろあってなかなか進められない部分もある。そういったときに、こういうものが具体的に絵柄が見えてくれば、じゃこういうところありますよと、安心して暮らせる場所がありますよ、こういうことをやはり村はきちんと示すべきだと思います。それが一つのいわゆる村づくりだというふうに私は考えますので、早急にこれも進めるべきだなというふうに思います。

あと、次の質問に入りたいと思うんですけども、何かやらないことをあら拾いやっているみたいで、何かもうだんだん申しわけないような気持ちにもなってきたんで

すけれども。

次に、生活支援ということで8項目ほどどうたっておりますけれども、この中でちょっと気になったのが、サロンとかミニデイサービスセンター、これは今、村に配置されている公民館、集会施設、こういったものを使えば簡単に実施できるのかなと思うんですけれども、これらに対してどういう対応をとられているのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

生活支援サービスの中のサロンについてのご質問にお答えをいたします。

生活支援サービスにつきましては、生活支援コーディネーターの配置を現在、8月に包括センター内にコーディネーターを配置をいたしました。これから、そのコーディネーターを中心に協議体という、村民が参加する協議体を設置するというものを行っていくことになっておりますが、先ほど言われましたサロンにつきましては、白河市等では現在設置をいたしておりますので、議員がおっしゃったように村におきましても各公民館等を利用してそこからサロンという形といいますか、集まりという形をつくって、この生活支援のサロンという形にもっていきたいと、そのようには考えているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今いろいろお聞きしましたがけれども、西郷村の地域包括ケアシステムの中の最後の項目に災害支援ということで記載されていますよね。これは、災害時の避難場所や福祉避難所の確保とありますけれども、これは以前に防災行政の中で福祉避難所を設置すべきだというお話をしましたよね。これに関して村はどのような考えなのか、総務課長、お答えください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

福祉避難所、設置するということで、今現在、福祉避難所に関しましては太陽の国さん、それから高齢者福祉センター、社会福祉協議会の建物ですね、それと自然の家と協定を結んでおります。それと、民間ということで1か所、福祉避難施設として協定しておりますので、現在、そのような状況で指定しております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁をいただいて、太陽の国、高齢者の支援

施設、あとは自然の家、あと民間1か所等々、今説明をいただいたんですけども、災害が発生した直後にどう対応するかというのやはり一番重要なのかなというふうに思います。高齢者の方、高齢者の方ということはないんですけども、やはりすぐそばに人がいると落ち着かないとか、精神的にいろいろお話をされていると心配をされている方がいます。こういった方に対して、緊急時において集会施設とかに避難された場合に、パーティションの設置とか、あとは高齢者特有のための備えというのかな、これは十分にしておく必要があるのかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

議員申されているのは広い施設での区切りの部分かと思いますが、一時避難所を各集会所に指定しておりますけれども、一時避難所から要援護者の福祉避難所に避難させるわけなんですけど、施設自体はある程度そういう形で区切りがあるのかなと思いますけれども、多分、かなり人数が増えればそういうパーティションのようなものも必要になってくるのかとは思っております。

それで、近くですと、レンゴーさんとかが段ボールの区切りとか、そういったものを出しておりますので、そういったところも一度確認してきて、できれば今後備えていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。あつてほしくはない話ですよ、災害ね。ただ、いつ来るかわからないのも災害だというふうに理解をします。万が一発生したときに、高齢者の方に身体的、精神的なつらい思いをさせない、負担をかけないような、そういった施設を十分に村は検討して対応すべきだなというふうに思います。

じゃ、続いて、第7章のほうに入るのかな、これは。村民一人一人の健康づくりの推進ということで、ここもやはり一つのポイントかなというふうに思うんですけども、今までの質問の中で健康運動教室の実施状況とかいろいろお話をさせてもらって、答弁をいただいた中で、村の状況というのは大体見えてきた部分がございます。先ほど休憩前に明らかにしたように、村は私からすれば高齢者福祉計画とか、地域包括ケアシステムなど計画を立てても、全然実施していないんじゃないかというふうに理解をします。

この第7期高齢者福祉計画並びに第6期の介護保険事業計画の中の第6章の重点施策の中にも記載されている内容なんですけど、今私が申し上げたのはね。村において、この重点施策というものをこの計画の中で組みながら、全然実施されていないとしか言わざるを得ないような、こういった内容で、村民の方に対していわゆる介護保険の保険者、西郷村として十分な政策を実施したというふうに胸を張って言うことができますか。私はできるとは思えない。

そして、来年度から第7期の介護保険事業に移行していくわけですよ。その第7期の介護保険において、保険料はどのようになりますか、引き下げになりますか、引き上げになりますか。仮に保険料が引き下がるとあつても、今、村がやってきたこと

に対しては決して正しいことだと私は思えない。ましてや保険料がそのまま、もしくは保険料が上がるのであれば、これはやはり村がやることをきちんとやらなかった、このことによってもたらされた結果だというふうに思います。このことに関して、村長はいかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の計画がうまく実行されているかという観点の細かい部分がありました。基本は冒頭申されたことと同じであります。結局、2025年という数大幅にという問題に対して、そして少子化が同時進行する、活力が奪われる、そして、それを背負う人が昔から本当に今度は1人が1人を背負うという状況の中において、いかにいい人生を送るかということの中における身じまいといいますか、高齢者がいかに元気で、あるいはそれがどうにもならなくなったときにどう社会は、あるいは役場は面倒見てくれるのかという絵を描けということがいかに進んでいるかということに尽きるわけでありまして。

現在ははっきりしていることは、今の状況では介護保険はもたないと、2000年に始まって17年にして、これが見えてきたということでありまして。なぜか、やはり背負う人がいないという事実、それから団塊の世代が今新たにこの問題に直面しているということでありまして。よって、ということで大きく2つ対応がある。

人は必ず畳の上で死にたいということが必ずしも可能ではなくなってきた、核家族の進行、あるいは家庭の状況ですね。したがって、なるべく自分のことは自分で、あるいは人に迷惑をかけないでということではあります。しかし、どうにもならなくなってくるのが必ず出てくる。介護度5、あるいは3以上になるとなかなか容易でないという事態になってまいります。

よってということではあります。しかし、このどうにもならなくなった場合は、さっき言われた施設のことだろうと思います。施設に入るといった場合は、言われているように、ではどの程度を目標にして、前もこれ話をずっとしましたですね。待機者がいて、同じ保険料を納めながら不公平ではないのかといったときに、どなたがどういう形でやるのか。結局親兄弟、あるいはみずからの保険で賄えるようなものがあればいい、よってその場合はこの施設あるいは土地については役場も相当考えないとできないということがあって小規模の地域型と、広域型も太陽の国もあるわけでありまして、やっぱりあまり人頼みということがうまくいくかどうか今後ともわからないといった場合は、そういうことをしなければならんだろうということではあります。実際はやっぱり運営する主体ですね、そういったところとの協議、あるいはもろもろの問題が出てまいりますので、今のところそういう状況にあります。

しかし、絶対的に施設に入らざるを得ない部分が増えてくるということもわかっていますので、これについてもご指摘のとおり、早く着手をしなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

同時に、ではなるべく健康長寿社会をつくっていかうといったところが、今のリハビリ、あるいは口腔ケアとか、いろんなメニューをつくってきたわけでありまして。こ

れをやるといった事業自体が、国費であったり、あるいはみずからであったりということもあるわけではありますが、だんだん先ほどの国の財政状況から言うと大変になってくるといことで、地方交付税に算入するのか、あるいは独自のことをやっていくのかということに多分回ってくる。国は、経済が安定しなければやはり地方交付税も先のことはわからない。

よって、いろいろ1,000兆円を超えた借金と今の状況を見ると、それを削っていかうというのが今の動きです。サンワレビューの第1次の予算の要求は101兆円を超えましたですね、ただ12月には切るそうであります。そのときに、やっぱりそういう状況がどこまで続くんだろうということを頭に置きながら、村も財政運営に当たるわけであります。

しかし、実態的にメガトレンドとして高齢者は増えていきますので、なるべく健康でいきたいと。既にウォーキングを村のシンボルスポーツにしたり、あるいは今やっていかうとするピンピンキラリもそうです。生きがいとやっぱり社会貢献を同時にできるという時間をなるべく増やしていかうということを考えたときに、そういった手を打っていく必要がある。今ずっと議員が質問に出た項目はみんなそうだと思います。

そのやり方の一番は、一般財源をどこまで頑張れるかと1つのテーマがあります。ただ、あまり先走っていくと、やっぱり財政が破綻しますので、それは国が追いついてくことを期待している部分がある。特に、少子・高齢化の少子の問題については、高齢化の問題については、一番は健康長寿でいられる期間をどう確保していくかということでもあります。これは、若いうちからやっていくということがあります。お医者さんが、あるいは学校で習ったように、なるべくストレスをためないような、先ほどの音楽療法士の話もありましたね。結局人が病気になったり、いろんなことをするには要因があるわけありますので、その部分をなるべく取り除いていく、あるいは良い分を広げていくというところの事業はいっぱい出てくるわけあります。

それも、いわば地方創生の清水教授が最後に申されたように、コミュニティということも一つの手ではあろうと。お互いに助け合う部分も、ただそれを超えた限界の部分には役場がやらなければならないだろうということはわかっているつもりであります。

よって、もろもろご提言のあったものについては、質問の途中でありましたように、介護といったものに対する国家のもう少し財源取るように、あるいは新たなメニュー、もちろん地方自治体もそれに合わせた独自のということがあれば、そういったことを広めていくということがあると思います。人がやっぱり家に引きこもってということじゃなくて、なるべく太陽のもとに出て語らう、あるいは笑う、あるいはやってよかったと言えるようなことはいっぱいありますので、そういったところなるべく出ていただきたいということを今、村の全体として考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

介護保険は、今のままでいくと当然上がるわけあります。どう抑えていくかという前提がありますので、そういったことを念頭に置きながら、全体の財政運営と今後の事業展開を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、答弁をいろいろいただいたんですけども、まずはじめに2025年の問題ということは、これは国が勝手にやっていることですよね、始まったことですよね。要するに、先の医療費の負担を削減する、また介護に関するお金を削減するために、じゃどうやったらいいんだということで、本当に私は官僚というのは頭いいなと思いますよ。これ見ていると、本当にすきなくつくってある。ですから、この2025年問題、ここで論議しても始まらない、これは国会の話ですから。ただ、私が一番言いたいのは、不安をあおるなということが一番言いたいです。あと、少子化の話もされました。こんなのもともとわかっていたことなんです。だんだん子どもが減っていくよということはもうわかっていた話なんです。それに対して、じゃ村はどう対応するのかということなんです。

あと、介護保険事業のボリュームが増えるということで、こうなってくるともう介護保険事業がもたなくなるというお話をされましたけれども、これも当たり前の話ですよ。国がきちんと第一義的な責任をとらないから、どんどん今悪い方向にいつているというふうに思います。地方交付税の話もされました。村の法人税、税率をまた下げられましたよね。大企業に対してはどんどん税率を下げていく、そういったことをやって、村に対して、国民に対するお金をどんどん削ってきている。あげくの果てに医療費、介護保険料まで減らしてきている、使うお金まで減らしてきている。

そういうことを今やっている中で、では村はどうすべきなのか。嫌なものは嫌だというのははっきり言うべきだということは前から申し上げています。国に対して、嫌なものは嫌だと言いながら、じゃどうやったら村長が言われる健康寿命を保つのかということです。今私がずっと質問したのは、これは高齢者福祉計画の中にうたわれているものです。このことをきちんと詰めてやっていけば、健康寿命というのはもっと長く保てるんじゃないんですか。

そして、ウォーキング、ピンピンキラリ、いろんなことを言われました。健康寿命を保つために村民の方に参加していただきたい。参加していただきたいじゃない、参加させるのが村の仕事だと私は思うんです。健康でいられれば、本人もそれが一番だと思います。村長が言われるように、本当に最後まで元気で、本当にキラリといわれれば一番いい形だと思います。そのために、村は最大限努力をすべきだというふうに思うんです。していないから、今こういう質問をしているわけです。そのことを村長はもう一度考えて、すぐ対応すべきだというふうに思います。

そして、この中でいろんな話が出ています。7番の藤田議員も前回お話しされましたよね。高齢者の方に対してもっと生きがい活動できるように、仕事を、趣味を仕事につなげられるように、農産物の販売とか、そういうものをもっともっとやるべきなんです。そういうところに力をもっともっと入れて、いかに健康寿命を伸ばすか、このことに対して村はもっと努力すべきです。

私は今、自分で農業をしています。その中で、一つのモットーとして、お金がないときに何をするか、知恵を出すしかないと思ってやっています。ですから、村も今、

交付税がない、税収が少なくなっている、そういうお金の話をするのであれば、これだけの職員がいるわけです。もっともっと知恵を出すべきです。もっと知恵を出して、村民のために働くべきです。いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりです。全然異論ありません。

わかっているてもできないというのが世の中です。なぜか、要するにみんなが勝手なことを言い出したら、まとまらないわけです。どこでまとめていくか、それはやっぱり国の仕組みは国会議員に任せるしかない、それはそのとおりです。では、それが決めたもとにおいて地方自治体はどう動くか、まさにそれは仕組みとして同じですね。

言われたことは、当然そのとおりです。なぜそうしたか、そこを理解してみんな国会議員が言ったこと、決めたことを守っているわけです。国会が決めたことを、県も市町村も反対はできません。ただ、修正はする必要がある、言われたとおり。そういう意見は常々言っているわけです。ただ、それは早計、言ったからすぐ直るというわけでも多分ないでしょうと。

今の大企業を減税しているのはなぜかと、いつも話になります。今回の減税の話もそうだから、結局それはどうやるかということを考えて言わないと、それをなぜ黙っているのかと、それを理解している人がいるからです。だから、そういう部分がやっぱりアゲインストする部分と肯定する部分と、それが結果として今の日本だということも考えなければならぬというわけであります。

ただ、うまくいくようにということについては異論がありません。今言ったとおりです、議員が言ったとおりですよ、それは。それは異論ないです。そのとおりするかありません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。指摘のとおりだということであれば、もっともっとやっていただきたいと思うんです。今、村長がいろいろ言われましたけれども、バランスというお話だと思うんですよね。私は何も健康推進課だけ残して、あとのほかの課は全部やめてしまえとか言っているわけじゃないんです。全て必要だと思っています。その中で、いかに、じゃバランスを保ちながらやるか、その動きが見えない、その指示を出している姿が、村長が指示を出している姿が見えないからこういう質問をするんです。だから、もっともっと指示を出していただきたい、このように申し上げます。

そして、今、国会議員が決めたことに対して従わなければならない、私も法に従わなければならないと思います。しかしながら、これも以前にお話ししました。確かにこの介護保険法というのは、本当によくできた法律だと思いますよ。国民健康保険法とか、そういったもろもろのものを積み上げて、検証してできてきたのがこの介護保険法だと思います。ですから、つけ入るすきがない、非常に難しいと思います。しかしながら、今、村は何をすべきか、国がこういう政策をするのであれば、介護保険法に反するかもしれない、でも日本国憲法に反しない、このことを肝に銘じてきちんとやっていただきたいと、このように申し上げたいと思います。

時間も迫ってきていますので、次の質問に入りたいと思います。

次に、介護保険事業の計画の作成方法についてということで伺いたいと思いますけれども、さきに申しあげましたように、来年4月から第7期の介護保険事業が実施されます。この事業計画を立てるに当たって、どのような方法で計画をされたのか、このことについてまずお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

その前に、先ほどのご質問の中で答弁をいたしました中で、介護予防で生きがいデイを私、生きがいデイを行っていないとお答えしたと思うんですが、生きがいデイのほうは、ふれあいの家、やすらぎの家でそれぞれ実施をいたしております。ふれあいの家が、利用者数が2人で延べ利用回数が122回、やすらぎの家は利用者数が4人で延べ利用回数が195回、こちらは社会福祉協議会と業務委託締結をいたしております。まして、委託料は1人1回につき3,432円となっております。

それから、生活支援の中のサロンでございますけれども、村のほうではまだ実施いたしておりませんとお答えをいたしましたが、社会福祉協議会のほうで折口原、大平、上新田、上羽太、内山住宅、この5か所で実施をいたしております。それから、川谷地区に至りましては、ご自分たちで実施をいたしているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

それでは、先ほどの介護保険事業計画の作成方法について伺いますについてお答えをいたします。

現在の第6期介護事業計画を基礎といたしまして、今期までの課題を洗い出しながら、地域包括ケアシステム構築のために取り組んでいくところでございますが、そのために平成28年度に65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者3,655名を対象にアンケートを実施いたしております。昨年までのニーズ調査というものでございます。また、在宅の要介護認定者402名に対しましても実態調査を実施いたしております。いずれの調査も、次期西郷村高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画を作成するに当たっての高齢者の方々の生活の実態や健康実態等を把握し、それらを基礎にして計画を立てるものでございます。

今後は、これらの情報に加えて、村の基本情報やサービス量の見込み量などを加えていきます。こちらにつきましては、都道府県、市町村における計画策定の支援を行います地域包括ケア「見える化」システムというものを利用しながら、まずは概算の保険料を算定する予定となっております。なお、平成29年5月にこれらの業務については委託をいたしておりますが、来年、平成30年2月にはこれらの計画を皆様方にお示しする予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま説明いただいて、時間が迫ってきていますので、1点のみいきたいと思います。

この介護保険が始まったのは、さきに申し上げたように平成12年4月からということですね。そのときに、介護認定を受けられた方がいらっしゃいましたよね。この方たち、その後の認定、いろんな形があったと思います。認定作業が行われて、いろんな方が認定を受けたりというのがあります。この方たちの追跡調査ということを行ったことはありますか。これは、この介護保険が第6期ですか今、6期に至るまでにこの介護保険法というのはあらゆる見直しがかけてきて、認定方法も随分と変わったり何だりしています。ですから、どこかで基準を設けなければ多分追跡というのは難しいと思うんですけども、そういった追跡調査というのはされたことがありますか。それによって、村の介護はどういうものが必要なのか、どういう状況に陥っているのか、そういうことが把握できるかと思うんですけども、そういう調査はされたことがありますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

追跡調査については、実施はいたしておりません。先ほど申し上げたニーズ調査ということを行っているということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 追跡調査をやるとなると、大変な仕事だろうなというふうには思います。多分、こういうことを言うと、大方の方はやらない理由をいろいろと言われてくると思います。しかしながら、私はこの追跡調査を行うべきだったなど、今自分でも反省をしております、今初めてこのことを言いましたので。やはりその追跡調査をすることによって、今、村の高齢者の方がどういう介護が必要だ、どういう状況に来ているのか、そういうことを把握をする、そして、それとあわせて生活習慣、生活環境、さまざまなデータを突合することによって、より具体的に必要な介護保険の事業というのが計画されるのかなというふうに思います。

ですから、追跡調査をできれば実施すべきではないかと思っておりますけれども、もう一度伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

全ての期においてできるかどうかはわかりませんが、可能な限り、そのような調査も行っていくべきと私も考えますので、取り組んでみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。取り組みをしていきたいということで理解をしたいと思っております。言葉だけではなくて、ぜひ実施をしていただきたい。そのために、村長はあらゆる配慮をしていただきたいというふうに思います。これが村民の方の本当に幸せにつながってくるものだというふうに私は理解をします。今、担当課長が実施をしたいという考えを示されていますので、きちんとしたバックアップ体制をとっていただきたいというふうに思います。

続いて、二次介護予防事業についてということで、これもさきの質問の中で聞いていますので、大体実態は見えていますので、質問を飛ばしたいと思います。

次に、包括的支援事業についてですけれども、これも以前から確認を行っています。地域におけるネットワークの構築、このことが一番最重要だと思うんです。その地域においてどういう高齢者の方がいらっしゃるのか、例えば認知症の方がいるよとか、身体不自由の方がいますよとか、そういう方を地域のネットワークできちんと把握をする、このことが一番重要だと思いますけれども、そのことに関しては担当課としてどのように今進められているのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず、高齢者の方々の実態把握ということで、高齢者福祉トータルサポート事業ということで西郷村を北部、中部、南部に分けて、それぞれ65歳以上の高齢者の方々の実態を把握しております。そちらにつきましては、何度か答弁もさせていただいております。そのことをもとにしまして、介護につながるか、それとも例えば医療のほうにつながるかというようなことにつきまして、先ほど議員おっしゃいましたように連携した部分で行っているというのが現状でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。本日、民生委員の方も傍聴にいらっしゃっていますけれども、民生委員の方とかいろいろお話を聞かせていただくと、いわゆる村は個人情報ということを利用して、地域にどういう方が住まわれているのか、どういう状況にあるのかということもきちんと教えていただけないということで、そういった状況の中で本当にネットワークが構築できるのかということだと思う。これはあらゆる支援ということをお願いしなければならない、村が全部やるといっても無理なこと。ですから、あまり推奨はしないんですけれども、いわゆる自助、共助、共助の部分ですね。地域で支え合う、このことは絶対に必要な部分でありますし、万が一災害なんかが発生した場合に絶対に必要な部分もある、こういったことから、そのネットワークづくりというのはちゃんとすべきだなというふうに思います。ですから、ここはちゃんと注意をしていただきたいなというふうに思います。

それと、あわせて、最後に権利擁護ということもございますけれども、これはもうかなり昔にできた成年後見制度、このことについてですけれども、このことがきちんと周知されていないんじゃないかと思うんです。これは非常に難しい部分があって、家庭裁判所で認定された弁護士とか、あとは司法書士とか、そういった方が後見人になれるとか、あとは親族の方がなれるとかいろいろありますけれども、今毎日のようにテレビを見ているとオレオレ詐欺に遭ってしまったとか、そういったこともあります。ですから、こういった制度に関してもきちんとネットワークの中に組み入れをして、高齢者の方がそういった被害に遭わないように安心して暮らせるように、十分に配慮すべきだなというふうに考えます。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

ただいま質問がございました成年後見人制度につきましては、実際に健康推進課、それから福祉課と一緒に成年後見人を立てたという事例もございまして、今後、議員おただしのように、ひとり暮らしの高齢者の方で身寄りもないということになれば、そういう部分は数多く出てくるかなと考えておりますので、それにつきましてはその高齢者の方が不利にならないようにといたしますか、高齢者の方にとって最善の策を尽くせるようにやっていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。了解をいたしました。

続いて、防災行政ということで確認をしたいと思います。

9月は、防災月間ということで、毎年のように取り上げさせてもらっている内容だというふうに考えます。いつも話をさせてもらっていますように、災害発生時における避難所等の安全確保と支援物資の備蓄状況ということで確認をしたいと思います。

まず、各集会施設、各地区にある集会施設が1つの避難所だというふうに理解をしております。しかしながら、例えば川が氾濫した場合に、その避難所が冠水してしまう、そういう危険性もあるのではないかという指摘をいただきました。ですから、村としてその避難所となっているところが本当に安全なのか、もう一度これは確認をすべきではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

浸水の話でございますが、8.27のとき、実際に水が入った施設というのもございます。保健福祉センター、それから山下の集会所ですね、それから上野原コミュニティセンター、岩下団地集会所ということで、その4か所が8.27のときには浸水したということで、議員おっしゃるとおり、災害によって使い分けなくちゃならないというのもあるんですけれども、増水したような場合はその4か所は避難施設として誘導しない形にしたいと思いますが、保健福祉センターとかは若干河川改修も行われた経緯もございまして、その辺は再度確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。4か所が平成10年の8.27水害のときに浸水被害に遭ったということで、村でも考慮しているということでございますけれども、今、総務課長が言われるように避難所として場所を変更するという理解をしたいと思います。

では、支援物資の備蓄状況ということで、これも以前から確認をしております。村の大型ショッピングセンター、あとはそこにできた薬局とかと協定を結んでいるというお話をいただいたんですけれども、万が一、広範囲にわたる大規模災害が発生したときに、店に供給がされなければその店のものもなくなってしまったら終わりだろう

など思うんです。これに対して、じゃどのように備えるべきかということで、いろいろ考えると難しい問題だなと思うんです。

ただ、きちんとこれは対応していかなければいけないと思いますので、今回一つの提案として、一般家庭においても家族の人数分の3日間程度の食料、また生活用品、衛生用品など、その確保を促してはどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

9月防災月間ということで、広報とかで備蓄の推進ということで広報はしておりますが、なかなか皆さん、読んでもらえないのも実態ですので、それで、広島の土砂災害があったときに5地区ほど説明会をやりましたけれども、前回平成26年ですけれども、そういった説明会をやるといった場合にも、それもなかなか集まってもらえないのが実態でして、あのときは120名ほど5か所で集まっていただきましたが、そのときにもお答えしたかと思いますが、折あるごとに皆さん備蓄ということで心がけてもらうということで、先月29日に土砂災害警戒区域の説明会で文化センターで約40人集まっていただきました。また、昨日なんですけれども、総合防災訓練の説明会ということで地域住民の方にもお手伝いいただきますので、40人弱お集りいただいたんですけれども、そのときも垂直避難といいますか、2階に極力逃げてくださいということと、それから最低3日間の食料は確保してくださいと。それで、消費期限の迫ったものから順次消費していただくという形でお願いします。できれば、1週間ということをお願いしました。

そういった機会を捉えて、ちょっと地道に広報をかけていくしかないと思うところ思っています。また、新たな方法も考えてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。理解をいたします。

今、課長が言われるように、機会を捉えて、しつこいぐらい、これはやはり村民の方に啓蒙活動を行うべきだなというふうに思います。

続いて、防災拠点の整備計画ということでもありますけれども、現在、村においては拠点づくりプロジェクトの計画で防災庁舎の計画の進められていますよね。これは中通りにこの庁舎が今あるということで、南部、北部に対してもやはりそういった拠点を私はつくるべきではないかと思うんです。万が一道路が冠水した、橋が決壊したとか、そういった災害が起こってほしくないんですけれども、そういうことも十分に想定されるということを考えて、新たに建物を建てろではなくて、あるものを利用しながら防災拠点づくりを進めて安心・安全を促していったほうがいいのではないかとこのように考えて伺います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

総合庁舎としましては、ここが防災拠点の中心ということで、議員おっしゃるように村内広く河川等も多く、そこに行けないような場合も出てまいりますので、その辺は留意しながら、集会施設あるいは学校といったものを考えながら、今後そういった状況を打開する策を立ててまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○11番（上田秀人君） 以上です。終わります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第3、14番大石雪雄の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 14番 大石雪雄君

1. 選挙制度について
2. 生涯学習について

○ 14番（大石雪雄君） 14番、通告順に従いまして、一般質問を始めます。

昨今ですが、福島民友新聞白河支局の記者の方が、選挙区の区割り変更について記事として載せてありました。誰もが不安に思っているものが、じかに記事として掲載されていることに対して、新聞社の方はよく見ているんだなという気持ちでいっばいと、反面、これは村にたださなくてはならないものもいっばいあるということで質問を入れてあります。

そんな中で、早速質問に入るわけでありまして、区割り変更が19都道府県の97選挙区で区割りを改定した改正公選法が7月に施行されたということでありますが、当議会も5月の連休に入る前日に、総務省並びに国会に、ぜひともやらないでくださいということで、議員として行ってまいりました。

そんな中で、4月に施行が公表されているわけでありまして、村のほうには、いつごろこのような区割り審のほうから選挙区が変わりますよという通達があったのかどうかを第1回目の質問といたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 14番大石議員のご質問にお答えいたします。

村のほうに、あらかじめ区割りが変更になるという連絡があったのはいつかということですが、事前の意見確認ということで、その時点では確定ではありませんが、意見照会として国のほうから県を通して通知いただいたのが、昨年10月27日に県のほうから照会が文書でございました。実際が変わりますよという形で通知といたしますか、連絡、新聞とほぼ同時ということになります。今年4月19日に審議会から安倍首相のほうに勧告が行われたというのが、それをもって役場のほうも、西郷村がそういう形になるということを知ったわけございまして、それ以前に何ら村のほうには通知はいただいております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○ 14番（大石雪雄君） 今、総務課長のほうから答弁がありました。昨年10月27日に村のほうに国から県を通してそのような形になるのではないかなということで、多分ほかのそれにあつた天栄村、鏡石町ですか、あたりにも話があつたのかなと、そのように思っております。

それでは、なぜその時点で臨時議会なりなんか招集をして、そういうふうな打診があつたよということを皆さんに通知できなかつたのかなということで、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

県のほうからそういう照会がございましたのは、あくまでもこれはそういう可能性がありますよということで、オフレコということで照会をいただきました。それで、

一切他言なしということで照会をいただきましたので、その時点ではなおかつ決定ということでもございませんので、上級機関の照会に従ったわけでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長が言うのも妥当な節もたくさん、たくさんというかあると思うんですが、これは大変な、村民においては問題なんですよ。結局誘致企業をする前には騒がれるとしようがないから、まだ決定するまでは黙っていてくれよというオフレコ、いろいろあると思うんですね。ただ、理解できますけれども、もっと早く知らせがあれば、新聞紙上にも書いてありますけれども、ぎりぎりになって国会並びに総務省に行かなくても、余裕のある段階で話し合いのできる場を設けられたのかなということ考えております。そういう事例というのは、村には何件か今までもあったのかどうか、お伺いしたいと思います。このような事件が。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） これはマスコミ等オフレコですよという形の事例が上から来ることは、私の記憶ではこれが初めてのケースです。企業誘致とか、そういった問題、議員おっしゃられるように、そういった形はあるかもしれませんが、上からそういう形で村のほうに来たのは、私の場合は初めてでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今回の場合は、1票の格差ということで、西郷村なりが該当したという形でしょうけれども、第4次振興計画を見る限りでは、村自体も村民の人数が減っているのではないかなという中で、もっともっと会津地方というのは、臆測で物を言うのは大変失礼なことですけども、西郷の人数の減り方よりは多いのではないかなと思うんですね。それで一方では、都市に人口が流出して、都市はどんどん人口は増える。そしてちまたのいう、みちのくは人口が減っていくという段階になると、また今度、どこどこをくっつけようと。会津はまだまだ減ってしまって西郷村も減ってしまって、じゃまたどこかくっつけようということで、大変危惧している点が往々にしてあります。

そういう中で、また記事を引用して申しわけないんですが、白河市議会も反対したと町村会も反対したということなのですが、そういう反対の趣旨は総務課長はご存じかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

白河市議会のほうで、決まったその後、問い合わせをいただきまして、反対ということで、西郷の議会と同様の旨の形で議会のほうで採択されておりますし、町村会のほうは郡内の町村、4町村で話題として上げていただきまして、西白河地方町村会として、県の町村会のほうに反対の趣旨の緊急決議という形の文書を上げていただき、県内の町村会の総会のときに、満場一致という形でその決議をしていただいたという経緯がございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 決定して通達のあったものに対して、くどく言うわけではないんですが、国に逆らうわけでもないんですが、やはりその場しのぎの数合わせで来る自体はいかなものなのかなと。逆にいうと、中選挙区に、もとの選挙区に合わせて、そして移行して、そして選挙をやっていくのが妥当なのかなと私は考えておりました。ですが、今後白河市並びに西郷村の方々も西郷が起点だからおたくらもどうぞという感じで票合わせになるかわかりませんが、やはり町村会並びに議長会では西郷村は決定したけれども、やはり選挙制度の見直しという形でやはり強く訴えていかななくてはならないのではないかなと、そのように思います。

西郷村は那須町、下郷町と交流をして、それで会津と選挙区が一緒になるということで、とやかく言う方もおります。ですから、交流は交流なんだと。ただ選挙区はやはり中通りの一員、県南の一村として一緒に足並みをそろえていこうと考えているのは私だけではないのではないかなと、そのように思います。

そんな中で、次の質問に入ります。

1市1町3村並びに東白川郡も一緒になって仕事というか、一つのビジョンを打ち出しているものがあります。その中に定住自立圏共生ビジョン策定ということで、定住自立圏構想推進要綱ということでうたわれております。これは白河市をはじめとして、東西白河が一堂に会して住んでよかったといわれる東西白河並びに各市町村の一つのビジョンづくりだと私は認識しております。

新聞紙上を見ますと、この点に対してかなり損益があるのではないかなと思われるような記事が出ておりました。それは多分に、この件があるからかなと思うんです。県域の定住自立圏構想の推進に当たり、総務省を初め、国の各府省の支援の根拠となる計画となりますと。ということは、国からの要請もあるんだということで、要請があるということは、その地域の代議士並びに議員の方々にお世話にならなくてはならないんじゃないかということを行っているのかなと思うんですね。そんな考えでよろしいのかどうか、お伺いしたいんですが、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

定住自立圏の件に関しましては、あらゆる部門がちょっと企画されておまして、一応大きく3つに分けて、生活機能の強化、それから結びつきやネットワークの強化、それから圏域マネジメント能力の強化ということで、その下に各部門、役場のほとんどです。医療、福祉、健康増進、子育て、教育、産業、それから交通、定住促進、人材育成といったものまで全て含んだ形で県域で協力しながらやっていきますよという協定でございますが、もちろん選挙等の関係からいきますと、従来中通りということで、この地区で一緒にやってきましたし、生活、福祉、それから教育、そういったものとも県南で、そういった結びつきの中で進めてきた形ですので、今回その衆議院地方区だけですが、会津のほうと一緒になるということで、4区という形になったわけですが、これに関しましては、従来どおり県南のほうでやっていこうという形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、課長のほうからいろいろと説明を交えながら答弁をいただきました。私のほうにも資料がありまして、项目的には26項目だということで、大変地域の議員の方々に世話になってやっていかななくてはならないものもあるのかなど。それは予算獲得の面でどうなのかなということを感じ取っております。

そういうところで、いろいろ項目があるんですが、テレビ等でのニュースなどを見ると6次産業のことを盛んに総理をはじめ、6次産業、6次産業という話がありますが、その6次産業もこの定住自立圏形成の中に入っているわけなんですけど、どんなふうなことに力を入れているのか、6次産業に対してお伺いしたいなと思うんですね。

事業概要をちょっと読んでみますと、圏域内各市町村にはそれぞれ特産物があり、一定の認知度や売上げがあるが、それを広角的に販売していくため6次化の推進により地域の特産品を開発すると、また販売促進のため、商品カタログの作成や試食会等のイベント開催を検討するとなっているんですが、どのような、この件について仕事をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 14番大石議員のご質問にお答えします。

定住化促進事業の中で、白河地方、あと東白川地方の産業課の職員が集まりまして、平成27年度から白河地域の定住自立圏の構想の中の6次化の部分、特産品等の6次化の部分の話し合いというのが始まっております。

具体的に昨年度白河市の農政課のほうで音頭をとりまして、管内市町村から負担金を取って事業を行っております。それが今後白河地方の共通の特産品を開発をして、産業を起こしていきましょうということで、昨年から6次化の商品の試食品評会を昨年9月に開催をしております。

もう一つ、当然6次化をして商品開発した場合に、販売をしていかななくてはなりませんので、そのポップ広告、商品をつくって、それを売り出すための広告の作り方の勉強会、その研修会ということで、その2つの事業を開催しております。西郷村の農家さんからも、その6次化の試食品の品評会のほうには、1事業者参加していただいております。あと、そのポップ広告の研修会のほうにも農政課の職員とあと農家の方が参加をされております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） もうこの辺のことで、さっさに騒ぐなんて本当に遅れているんですね、県南は。私、商工会の青年部が終わったのは40代です。もう既に会津地方って何ていうんですかね、住んでいる人を外に出すまいということで、もういろいろ考えているんですね。大々的に試食会をやったからどうのこうのなんていったって始まらない話で、いかに購買能力を生かしていくか、さらには俺の村から俺の町から若者が逃げないようにするにはどうするんだと、極端に言うとそこから始まると思うんですよ。そうするとなんかきれいごとだけが先行して、実際についていけない。な

ぜだか、課長、もうご存じだと思いますけれども、やはり若者が立ち上がらなければならぬですね。

保育園、さらには小学の低学年の子どもがいるくらいの方々が、この子、この孫をもうほかにやんまいと、ほかさはずらすまいというのが定住だと思っただけですね。いろいろ私も会議にそのころ出まして、もう本当にヒマワリ油とか、本当に簡単なもので、そしてそのことに当たっていると。確かに農政課自体の仕事というのは、これで満足して絶対ないと思っただけですね。これでいいんだと、それは絶対ない、私はそう思います。ですから、やってみて初めてプラス、やってみて失敗したらもう一遍やらなければならないというところかなど。

だから、こういう段階の進行を消費拡大を図ってやることはいいんですが、やはり上滑りの白河市の課がやったとか西郷の農政課がやったじゃなくて、もうちょっと末端に落として進められる方法はどうかね、課長、とれないものなんですかね。

○議長（白岩征治君） ちょっと大石議員、これは今第3区選挙区の話なんだけれども。

○14番（大石雪雄君） 新聞読みましたか、議長。

○議長（白岩征治君） いや、これしか私は。

○14番（大石雪雄君） それしか読んでいないからわからないんだ。いかに選挙区で補助をもらうときに、この件がすごい貴重なものなんですね。だから、私は質問しているんですけども。

○議長（白岩征治君） ちょっと私、これしかもらっていないものですから。（不規則発言あり）わかりました。じゃ、続行してください。はい、どうぞ。

農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） それでは、お答えします。

先ほど答弁させていただいたような、西白河郡、東白川郡が合わさって地域の特産品を開発、販売をしていこうという取り組みも、当然重要だというふうに認識しております。そのほかに、村独自の取り組みということで、昨年から国のやはり同じ事業、似たような事業にはなってしまうんですけども、山村活性化支援事業というのがありまして、そちらのほうを活用しまして、村独自の特産品を開発して販売をして、流通していこうということで始まっております。

そちらのほうは、村の農家の方、あとご商売をされている方を中心に委員になっていただいて、開発に対する意見の提言ということで昨年構想をまとめました。間もなく、今週の行政区の回覧のほうに募集ということで、かけさせていただこうかなと思っただけなんですけれども、西郷の住民の方、農家の方も含めて住民の方に西郷村の農産物を使った特産品のアイデアを募集をかけております。それを何とか来年3月まで、平成29年度で開発して商品化をしよう。来年度今度平成30年度にそれを販売をしていこう。西郷村の誇れる特産品にしていこうというような事業もやっております。

ですので、広域的なその特産品の開発流通の取り組みとあわせて、村独自の取り組みもやしていこう。当然それにはお金が必要になってきますので、農水省のほうか

ら予算がとれるように、我々も努力していきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変、議長、失礼なことを言って。

○議長（白岩征治君） いや、とんでもないです。

○14番（大石雪雄君） 今ね、課長が言うように、何をやるのにも補助金が必要だと。

例えばきれいごとで、私はこの壇上で課長に説教じみたようなことを言っていますけれども、そのためには議員さんも必要なんだと。それなのに、今までいた3区にいた議員さんじゃなくて、新たな議員さんをお願いしなければならないんだと。これはちょっと不合理になるのではないかなということ、大々的な一つの例として、この定住が上がっていたんですね。

ですから、議長、ちょっと勘違いしないようにしていただくとともに、そういう意味では、今後執行部並びに課長には苦慮をする点もありますが、補助関係では精いっぱい頑張っていたきたいなど、そのように思います。課長、あとは大丈夫です。

さらに、最後の質問になるんですが、これが一番大事な質問になると思うんです。村民の方々は、まず3区から4区に今度県南から会津にずれると、選挙区がずれると、それも衆議院だけじゃなくて、全ての選挙がずれるような考えでいる方もおります。説明する中で、衆議院がずれるんですよと言うときに、大半の人は、もう俺は顔も知らないし選挙に行かないと。大半じゃないですね。恐らく私と話した方々では100%じゃないですか。顔も知らない人に何で選挙に行かなければならないのと。そんな自分勝手に国は選挙区をかえて、何か一つつくってもらったのかいと。施設はつくってもらったのと、そんな感じなんですね。

それは、言った言わないの話で、村民の言葉を代弁で言っているんですが、紙上の中にも、郡山、いわき両市に次いで、投票率が53.55%の低投票率だと。村民の方が言われたかどうかは知るころではないんですが、投票する人はさらに減るのではないかと、方向性がわからなくなったとコメントに書いてあるんですね。選挙事務局長でいいですか、どういうふうに受け取っていますか、今のコメントをちょっと参考までに言って、パーセントを述べましたが、上がると思いますか、下がると思いますか。

○14番（大石雪雄君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

結論からいくと、感覚的にはやはり知らない、今まで知らなかった人ということで、選挙の投票率自体はちょっと苦しいのかなとは思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 投票率を上げる、下げるは次期衆議院選挙の候補者にも責任が出てくるとは思います。ですが、私はこの55%より半分くらいまでいってしまうんじゃないかな。本当に候補者の名前がわからない。ですから、今選挙のほうの事務局長が言われましたが、どんな方法でこの投票率を上げようと試みているか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

選挙によって大分投票率は上がったり下がったりはするんですが、全体的な話からいえば、やはり今一番大きな投票所というのは、役場の前の期日前投票所です。そこが多いときは大体2,700、2,800人入りますので、もちろん期間的に長いのもございますけれども、その中で言われているのは、もちろん用事があったりなんざりで当日行けない人もいますけれども、ちょっと雰囲気が行きやすいとか、そういった面もございますので、国のほうで推奨しているといいますか、その期日前投票所の出張所というか、そういうことも一応話題になっておりますので、その辺ちょっと考えながら、期日前投票所を2か所にした場合どうか、ちょっと検討には入っております。

ただ、その時期といいますか、相当予算もかかりますので、できれば国の選挙のほうでその辺の予算を賄えればいいのかなとは思っているところです。また、18歳以上ということで、去年の参議院から選挙制度が変わっております。それで18歳以上の投票率を見ると、20代、30代、従来の選挙ですと60代がピークでちょうど山型になっていたわけなんですけれども、18歳の投票率を見ますと、ほぼ40代と同じような投票率、18歳、19歳で、そういった形でもございますので、やはり早いうちの啓発、それからそういった投票の意識づけというのは必要かなと思いますので、その辺も考えまして、今後また広報とかもしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 事務局長、精いっぱい頑張ってください。でも、投票率は上がらないと思います。名前も顔も知らないというんだから、名前も顔も知らない人に何で投票に行くんだと。おらは村会議員は行くけれども、国会議員は行かないと言うんだよ。村長選挙も行くけれども、国会議員選挙は行かないと。それくらいに私らが3区から4区にずれた以上に、村民は怒っているんですよ。それにこれから何をすること、4区には政権与党の議員もいます。あとはそれに意見を述べる議員もいます。事を頼むのに、西郷村の投票率が22%とか十何%で物事頼めますか。局長に怒って始まらない話なんですけれども、だから、努力しなければならないって。とにかく努力しなければならない。

いや、以前の3区の、まだ3区の候補者になる方がたまたま私、ちょっと世話になっているところがありますものですから、コミネスで挨拶を聞いてきました。普通は4区に編入される。俺は3区だというときに、西郷村の話しますか。何名かの方も行っていましたから、私はうそを申し上げるつもりもありません。その方は、私は西郷村のために頑張りますと言うんですよ。涙の下がる思いじゃないですか、やっぱり西郷が伸びないとだめだと言うんですね。

ですから、投票する以上は、投票された議員は一生懸命県民のため、国民のためその地域の有権者のために頑張ってもらわなければならないんだ。ところがその頑張っ

てもらうのに、村民は顔も知らないのに何で入れてられるんだよと。すごい問題ですよ、これは、3区から4区にずれたというだけでね。ということは、近々衆議院議員選挙があるかわからないですけれども、衆議院議員選挙で選挙離れしますと、別なほうにも選挙離れしますからね、これは。行かねえだっていいんだわと。行かねえだって別に関係ねえんだわ。だから、あらゆる選挙の投票率が落ちてくると思うんですね。

これも私の臆測ですから、これ以上責めることもしないし、答弁も要りませんけれども、やはり補助金でなかなか出ないときにはお願いしますと頼む、頼める、これから先の方々に、やはり投票率だけは、その方に行くか行かないかは知らないけれども、やっぱり村としても、本人はもちろんですけれども、村としてもお互いに議員も執行部もお互いに考えていかなければならない時期に来ているのかなと、そのように思います。それは答弁要りません。課長、よく考えて、思いついたころまたお話しいただければ結構だと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4区編入についての経過と今後の問題のお話があって、そのとおりだと思います。

この問題が表沙汰になってという動きは、ご存じのとおりですが、やはりこの町村会における緊急決議動議を出した、文はどうするかということをいろいろ考えました。キーワードは分断であります。分断というのは、1つはさっき定住自立圏の話もありましたが、これまでのこの第3区という枠内における一つのきずなといったものがぶつりというのがあります。逆に国会議員から先ほど地元頑張ろうと言ったものは、今いる人についてはぶつりというところがあります。

結局これはだめだと言っても、実は私どもは意見表明とか反対運動は具体的にはできません、区割りを決めるときには。結局区割り審が案を出して、国会で決議して決まるというだけの話です。

誰がその意見と権限を持つのかというようになると、国会議員であります。なぜ今回その問題ができてきたかとなると、やっぱりこの最高裁の大法廷の判決が随時出てくるわけであります。今の選挙制度におけるこの1票の格差というのはいかなるものだと、2.99以下にしろと、それから参議院はもっとということですが、今全国町村会では、この中国と四国における合区問題、あれは解消しろと。具体的に言っております、町村会として、政府に対して。

今回の今議員が言われたことについては、まだ実は形にはなっていません。しかし、言っている内容は実は同じことになっているわけです。国会議員の責務は、やっぱり日本国のことを考えてというふうになりますが、反面、しかし地方の代弁をしなければ国の形の骨格と法制度は決まらないわけですね。そこで、この全国の代表がバトルをして、1つの法律をつくる、その施行令あるいはいろんな要綱によって、細かくできますが、そこでバッファを少し設ける、緩衝するということですが、それすら今

回の問題は、大法廷のこの判決はここまでだと。よって、それにのっとった配分を実は私から言わせれば、えいやと目をつぶってやったんだろうという気がします。誰が見てもそういう人は多いわけでありませう。

もう一つ言うならば、議員言ったとおり、今後これと同じことが連続するだろうという予測があるわけでありませう。ということをお考えすると、やっぱり分断の解消と帰属意識、地方の重点配分と東京一極集中の是正と、あるいは新たな小選挙区から中選挙区へとか、いろんなことをやっぱり内包した決議になったわけでありませう。そのことが出ているわけでありませう。

このことを、では国会はどう考えて、みずからの選挙区に有利なグリマンダーとかいろいろありますが、そういうことではなくて、やっぱり将来において今のこの地元の代表としての意見と、国家としての代表としてのあり方についてのパーフェクトな知識と、それから歴史と展望を持っている人でなければ、この人になかなかうまくいかんだろうという気がします。

そういう人をどう選ぶかという問題が、今の選挙制度と投票率に全く結びついてくるわけでありませうして、いわば今言われたのは、本当に意味を持った話です。投票率が下がるということと、投票行動が非常に混迷するといった場合は、やっぱり国会議員になる人は大変ですよ。それをよく考えながら、自分の意見を述べて、そして理解をしていただくという努力があります。

逆に言うと、選挙民はそれを逆に読み込んでという、厳しいというか、選択になるわけでありませう。その両方を持ち合わせるのは今の選挙戦でありませうので、選挙管理委員会がPRしているということと相まった、今後の新たな選挙制度の展開、変更があり得るのか、制度として。あるいはもう少し1票の格差が見直されるのかといった我々の意見がどこまで反映されるかについては、国会議員に力を注いでもらいたいということをお申し上げていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長の言わんとするところに理解いたします。長年3区で選挙に出ていた方々は、西郷村にも貢献度がある。だから、またそのために新たな人も貢献度を示してきている。ですが、4区の方々はまだ3区に対する議員としての貢献度というのは何もないんですよ。真っさらなんです。ですから、やはりこれから3区の前議員さん、そしてさらにはそれを望む議員さん。議員になろうとする方々、そして4区の方々がともに手を携えていただいて、今までは1名しか国会議員がいなかったものが、3区と4区で3名になるんだということで、今の議員の方がそういうふうを感じるかどうかはわかりませんが、やはりさらに今までの議員も大事にすると。そして今度の新たな議員にはより一層頑張ってもらおうということで、西郷村がこの3区から4区にずれただけのために補助金が思うようにもらえないと言わないようなためにも、双方の代議員の方々、それを目指している方々に頑張ってもらいたいことをお願いして、この件の質問は終わりたいと思っております。

次に、生涯学習についてと、少年の主張大会について質問するというので、教育

委員会のほうに質問を出してあります。

知る人は知っていて、何だ、大石君は健全育成村民会議の副会長だべと、教育長は会長だっばいと、会長と副会長が何でこの場でやんねだって、ちゃんとした会議でできっぺと言う方々が大半だと思うんです。もちろん私も理解しております。便宜上で言えば、私の健全育成村民会議は議員として行っているわけじゃなくて、スポーツ少年団のほうから行っております。

教育長と2人で、じゃこれを会議にかけっぺと言え、教育長もみずから会議にかけるとは思うんですが、私は当初から24年間、この少年の主張大会にはかかわっているということで、歴史も知っているつもりであります。

最初できたときには、学校週5日制が導入される。学校週5日制のテスト段階で月に2回学校週5日制が導入されて、次に土日全休というふうに変わってきました。そんな中で、佐々木四郎教育長が、やはり土曜日は学校は休みだということで、少年の主張大会をやったり、子ども議会をやったり、あとは村に何があったらいいべなというサークルに分かれての勉強会とか、2つは1回切りで終わっていますけれども、そういうふうな形でやってきました。そして、数年、十数年たって前教育長が入って、この少年の主張大会を見直してきているという段階で、簡単には変えられないですね。

というのは、加藤教育長も模索して、そしていろんなものを加えてしまったんですね。何を加えよう、かにを加えようということで加えてきてしまっていると。そういう中で、現在は鈴木教育長だということであります。

今回は24回の少年の主張大会を開催されるに当たって、終わるのが5時過ぎだったんですね。それで、同僚の議員の方が言うのには、後ろからどンドン帰っていったしまったぞという話があるんですね。だよなど、俺も見ていると、応援する人も失礼だよなどという形のもとに、このような質問を入れたわけであります。

ですから、私は特別講演や特別発表ですか、などを来年度から取りやめて、趣旨となる少年の主張大会ではどうかなということで質問書に入れて教育長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 14番大石雪雄議員のご質問にお答えいたします。

今お話のあったとおり、大石議員さんが副会長、私が会長ということで、村民会議のほうで役員会の中での協議の中で、この持ち方は協議していただいて決まった経緯があります。私もこういう立場をいただいてから2回やっておりますし、学校現場にいるときは、子どもたちの発表ということで、一緒に参加させていただいたりしてきました。

今、お話のあったとおり、歴史についてはもう議員には申すまでもなくご存じのことですが、答弁ということでお話しさせていただきますと、平成6年に第1回の大会を行って、今回で24回を迎えると。この少年の主張大会の趣旨は、たくさんの夢や希望を抱いている多感な時期の小中学生が、日ごろ考え、感じていることを素直な気持ちで主張し、社会に目を向ける機会を提供して、同世代の少年が社会の一員として

自覚を持つことを期待するとともに、本来の趣旨である青少年の健全育成に対して、村民の方々のご理解とご協力を高めるということを趣旨に取り組んでまいりました。

今、お話のあったとおり、当初は小学生7名、中学生7名の14名のいわゆる小中学生の発表だけで行っていたというふうにお聞きしております。その中で、平成17年度の第12回大会からは、ちょっと小学生の数を5名に減らし、そのかわりといいますか、3名の特別発表ということを加えた。この特別発表の中には、西郷支援学校高等部の子どもの発表、それから当時は中学生の海外派遣事業が行われて、今もやっているんですが、実際に海外に行った子どもたちの体験の発表、さらには保護者、PTAの代表の方にも思いを伝えていただきたいということでの特別発表を入れてきたということでもあります。

また、今お話のありました特別講演というものに関しましては、平成25年度の20回大会以降、村出身の方とか青少年教育における現在の課題に即した講師をお招きしての講演をいただいていたところですが、これは実際にはこの少年主張大会とは別な機会で行ってきたこともあるんですが、なかなかおいでいただく方も少なかったもので、できれば多くの方に、いい内容でもありますので、聞いていただきたいということもあって、機会を一つにして、お話をお伺いする機会としたというふうなことだと思います。

ただ、今おただしのあったとおり、終了が大変時間的に長くなってしまうこと。それから、途中でやっぱり参加していただいた、聞いていただいた方が帰ってしまう。この中身は多分には発表者、小中学生に関係のある方々がお聞きに来ていて、自分の関係のある発表が終わってしまうと帰ってしまったたり、特別講演との間にちょっと時間が、休憩時間があったので、その間、ちょっと帰ってしまうというようなことがあって、私もちょっとその辺は大変気になっておりました。講演の中身については、今年度はいわゆるネット依存とか、そういうスマホの関係とかあって、大変大事なことだったんですが、なかなか時間的に遅くなってしまっていて、せっかくの講演をお聞きいただく人がいなくなってしまったということがあったと思っております。

今、おただしのあったとおり、これについては、青少年村民会議の役員会の中で決めていただくことでありますので、今後いろいろな方のご意見を伺いながら、適した、より効果的なものにしていきたいと思っておりますので、今後ともご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度お聞きするということになりますけれども、あれですよ、1時半に始まって、終わるのが5時という、3時間半あります。小学生の発表、中学生の発表が1時間くらいなのかな。というのは、その間、小中学生の待ち時間の長さってどうなんだろうと私は思うんです、結果が出るまでの。講演なんかの。

というのは、私も中学1年生のときに、校内体験発表会というのがあったんですが、クラスの代表で出たことがあります。とにかく人の前でしゃべるといのは、足はがたがた、本当に胸はどきどき、終わったんだか終わんねんだか、さっぱりわか

らないような状態だったのを、いまだに思い出します。ですから、あの大会のときに、閉会の言葉という、それが頭に浮かんでしまって、なかなかうまくいかないです。それくらいに子どもには印象的に残るということで、私はなくすものではないし、まして県大会までであるという中で、より一層頑張っていたきたいのと。

子どもの発表である以上、子どもが考えてそのまま話しすればいいんですけども、夏休みの先生方も本当に大変じゃないかなと思うんですね、私ね。ああやって発表の日は担任の先生がちゃんと付き添いで来ていると。ちょうどその日に先生だというのがわかんないで、今日何ありましたと言ったら、先生方の算数の研究会だったんだと、文化センターの上で、先生って夏休みねえのかいと。

そういう中で、やはり教育長も教師の立場もよく経験しているし、今後さらに検討され、会議等で賛同を得ていただけるようにご苦労願うようにして、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○14番（大石雪雄君） 要らないです。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は9月19日、定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後1時59分）

